

## 入札公告

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施します。

令和5年 5月16日  
宮崎県水産試験場長

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務 宮崎県水産試験場台風災害復旧修繕
- (2) 業務の特質等 入札説明書及仕様書による
- (3) 修繕期間 契約締結の日から令和5年8月31日
- (4) 場所 宮崎県水産試験場 宮崎市青島6丁目16番3号
- (5) 入札方法 (1)の修繕について入札を実施する。

ア 入札金額は、修繕内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約に係る特約事項

- (1) 宮崎県財務規則第109条により、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加するものに必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定に該当しない者であること。

イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づき、建設工事に係る入札資格の認定を受けていること。

ウ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有するものであること。

エ 入札参加資格者名簿、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開催の申立てがなされている者でないこと。

カ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。

キ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

ク 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

ア 提出書類 (ア) 入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 納税証明書（県税の証明書）

(ウ) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式4）

イ 提出期限 令和5年5月22日（月曜日）

（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

ウ 提出先 〒889-2162

宮崎県水産試験場管理課

宮崎市青島6丁目16番3号

電話：0985-65-1511

エ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

オ 確認結果 令和5年5月26日（金曜日）までに通知する。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 宮崎県水産試験場 宮崎市青島6丁目16番3号

(2) 期 間 令和5年5月16日（火曜日）から令和5年5月30日（火曜日）まで  
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

#### 5 入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 場 所 4の(1)に同じ。

(2) 期 間 4の(2)に同じ。

(3) 入札説明会は実施しない。

現場説明は随時宮崎県水産試験場で行うため、下記担当者と日程調整の上、来場すること。

（担当者）

宮崎県水産試験場 宮崎市青島6丁目16番3号

管理課 小玉

電話番号：0985-65-1511

#### 6 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間 令和5年5月16日（火曜日）から令和5年5月19日（金曜日）

午後 5 時まで

イ 提出先 宮崎県水産試験場管理課

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

宮崎県水産試験場

代表 E-Mail アドレス : [suisanshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:suisanshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場 所 宮崎県水産試験場 2 階会議室

イ 日 時 令和 5 年 5 月 31 日 (水曜日) 午前 10 時

(2) 入札に参加する者は、入札書 (様式 2) を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、封筒の封皮に『**5 月 31 日開封 宮崎県水産試験場台風災害復旧修繕入札**』**朱書き**し令和 5 年 5 月 30 日 (火曜日) 午後 5 時までに持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

入札書に記載する日付は、提出日もしくは発送日とする。(開札日の日付を記入しないこと)

(4) 入札金額は、別添実施設計書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状 (様式 3) を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号 (法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号) を記載しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。

(9) この入札においては、最低制限価格を設けない。

## 8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2) 第 100 条の規

定による。

(2) 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

次の(1)から(8)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任を受けた者が届け出た印鑑以外の押印がされた入札書による入札

## 10 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札を実施する。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ウ 初度入札において、連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したのと同じものを用いるが当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度入札における入札金額の記載方法及びその他の事項については、初度の入札と同様です。
- (5) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。
- (6) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低入札者と予定価格の範囲内で随時契約をすることがある。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内での価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。その場合、落札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、そのほかの場合にあつては次に

定める日時にこれを行う。

ア 再度の入札の開催の日時、場所

開札の日時 令和5年6月6日（火曜日）午前10時

開札の場所 宮崎県水産試験場 2階会議室

12 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県水産試験場管理課

宮崎市青島6丁目16番3号

電話：0985-65-1511

ファックス：0958-65-1163

メールアドレス：suisanshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp